TAINS
Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS解体新書

法人と役員との和解に基づく解決金の法律関係が争点となった事例

小菅　貴子［本郷］

はじめに

和解に基づく解決金については、「訴訟における和解は、権利関係が確定されない状態で行われるもので、かつ、当事者間には対立する感情が生じているのが通常であるから、和解調書においては和解成立の前提となる個別の権利関係を明確には記載せず、紛争を解決するのに最低限必要な条項のみを記載して和解を成立させることも決して珍しくないのであるから、和解において形成された法律関係を考えるに当たっては、和解調書の記載の解釈が中心となることは当然であるが、こうした解釈を行うに際しては、紛争の性質、内容及びそのような和解に至った経緯についても十分考慮に入れた上で当事者間の合理的意思を認定する作業を行うべきであると解するのが相当である（平成23年７月５日裁決）」とされています。

今回は、法人と役員との訴訟における和解に基づく解決金について、その法律関係が争点となった事例をご紹介します。

Ⅰ．解決金の支払を剰余金の分配と認定した事例

平23.７.５公表裁決（Ｊ84－３－14）（棄却）

１．事案の概要

本件は、医療業を営む請求人が平成15年４月７日に退社したＬと平成８年２月10日に退社したＮらから請求人に対する出資持分の払戻請求及び退職金の支払請求訴訟（本件訴訟）を提起されて和解し、同人らに支払った金員を特別損失として損金の額に算入して申告したところ、原処分庁が、当該金員は、資本等取引に該当し損金の額に算入できないなどとして法人税の更正処分等を行った事例です。

２．審判所の判断

本件訴訟においては、出資額限度法人への定款変更等が有効に成立していたかどうか等の判断がなされるまでには至らなかったものの、請求人とＬらの間においては、請求人がＬらに出資持分の払戻請求権相当の権利を認めるなど、本件和解金を支払うことで請求人とＬらの債権債務関係を消滅させたものと推認される。

そうすると、本件金員からＮの退職金相当額を差し引いた金員は、Ｌらの出資者たる地位に基づき支払われた金員であるといえ、当該金員から請求人が資本金勘定から減額したＬらの出資金相当額等を控除した金員は、剰余金の分配に当たると認められるから、法法22条５項に規定する資本等取引に該当する。

Ⅱ．役員報酬請求権を放棄する旨の和解条項

平29.９.１非公開裁決（Ｆ０－２－779）（棄却）

１．事案の概要

本件は、請求人が、請求人の役員Ａ、役員Ｂに対し、平成24年４月20日に第１和解に基づき支払った解決金及び平成26年２月25日に第２和解に基づき支払った解決金について、原処分庁から、当該解決金は役員に対する給与に該当し、かつ、法法34条１項各号に規定する給与のいずれにも該当しないため損金の額に算入されないなどとして法人税の各更正処分、源泉徴収に係る所得税等の各納税告知処分等を受けた事例です。

２．審判所の判断

本件各和解条項によって形成された法律関係を検討すると、請求人は、Ａ及びＢから役員報酬の支払を求める訴訟を提起されたところ、本件各金員を支払うことによって、Ａ及びＢの請求人に対する役員報酬請求権を消滅させ、○○○○○○○○に係る紛争を終局的に解決する趣旨で本件各和解条項の内容を定めたものと認められ、また、本件各和解条項には○○○○○○○○に係る紛争の解決に関連する内容以外の条項もなく、さらに本件第２和解条項においてはＡ及びＢは請求人に対する役員報酬請求権を放棄するものとしていること等も併せ考えれば、本件各和解条項において請求人がＡ及びＢに対して支払うものとされた解決金については、Ａ及びＢに対する役員報酬の支払とみるべきものである。したがって、本件各金員は、法法34条１項に規定する役員に対して支給する給与に該当し、同項各号に掲げる給与のいずれにも該当しないことから、本件各金員は、所得金額の計算上、損金の額に算入することはできない。

Ⅲ．和解契約により返還された退職慰労金に係る源泉所得税

平29.９.21名古屋地裁（Ｚ267－13064）（一部認容・一部棄却）（確定）

１．事案の概要

本件は、合併によりＢ社の権利義務を承継した原告が、株主総会決議が不存在であることを理由に、Ｂ社の代表者であった乙に退職慰労金の返還を請求し、乙との和解契約により本件退職慰労金手取額の支払を受けたことから、当該退職慰労金に係る源泉所得税は過誤納金に当たると主張して、被告である国に対し、通法56条１項に基づき、当該源泉所得税の還付及び還付加算金の支払を求めた事案です。

被告は、還付金等の消滅時効を定めた通法74条所定の「その請求をすることができる日」とは、権利の行使についての法律上の障害がないことをいうところ、本件退職慰労金を支給する旨の株主総会決議が不存在と評価されるものであったこと及び乙の退職の事実についても疑義があること等から、本件退職慰労金は所法199条所定の「退職手当等」には当たらず、原告には、本件退職慰労金に係る源泉徴収義務はなかったから、本件源泉所得税は、その納付時において、租税実体法上、被告がこれを保有する正当の理由のない利得として、通法56条１項所定の「還付金等」に該当しており、本件還付請求権の行使について法律上の障害は存在しなかったというべきであるから、本件還付請求権の消滅時効の起算点は、本件源泉所得税の納付日の翌日である平成20年６月４日であり、したがって、本件還付請求権は、時効により消滅した旨主張していました。

２．名古屋地裁の判断

支払者が源泉徴収義務の発生する所得を支払い、源泉所得税を納付した後になって、その支払の原因が無効であったこと等を理由として、支払者が上記所得に相当する金員の返還を受けたことにより、上記所得の支払による経済的成果が失われる場合があり得るところ、このような場合について、被告の主張するとおり、当初から租税法律関係が存在しなかったものとして、源泉所得税の納付時にその還付請求権が発生すると解したとしても、所得税法上の所得は専ら経済的面から把握すべきものであり、経済的にみて利得者がその利得を現実に支配管理し、自己のために享受する限りその利得は所得を構成するのであるから、上記返還によって所得の経済的成果が失われるまでは、源泉所得税の課税要件に欠けるところはなく、上記源泉所得税についての還付請求権を行使するにつき、法律上の障害があるというべきである。

本件退職慰労金は、所法30条１項所定の「退職手当等」に該当するから、本件源泉所得税は、原告が乙から退職慰労金手取額の返還を受けるまでは課税要件に欠けるところはなく、本件還付請求権を行使するについて、法律上の障害があったというべきである。

本件還付請求権について、通法74条所定の時効期間が経過したとは認められないから、本件還付請求権が時効により消滅したということはできない。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「和解」、「解決金」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL　03(5496)1195